

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
前田建設工業（株）	代表取締役社長 前田 操治	東京都千代田区富士見 2-10-2	令和８年 ９月２９日から 令和８年１０月２８日まで （１か月）

2 指名停止措置の範囲

益田市が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3 事実概要

前田建設工業（株）の九州支店社員は、令和元年９月に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札において、同社に有利な評価基準を採用する事などを八代市議に働きかけ、その見返りに現金を八代市議らに渡した。

八代市議らがあっせん収賄の疑いで逮捕され、本件事実が明らかになった。

4 指名停止措置理由等

当該贈賄行為は、公訴時効が成立しているが、贈賄を行ったことは、「益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱」別表第２第１２号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は１か月とする。

〈指名停止要綱 別表第２〉

指 名 停 止 要 件	指名停止期間
（不正又は不誠実な行為） １２ 別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、建設工事等又は物品の売買等に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内